

道の駅整備事業
(仮称) 道の駅西条地域連携施設等
設計施工一括工事公募型プロポーザル

【 プロポーザル説明書 】

平成30年9月
広島県 東広島市

目次

1. 用語の定義	1
2. 工事概要	3
2.1. 工事名.....	3
2.2. 事業者の業務内容.....	3
2.3. 事業期間.....	3
2.4. 提案上限額.....	3
3. プロポーザルの目的	4
4. プロポーザルの実施方針	4
5. プロポーザルへの参加資格要件	5
5.1. 参加表明書等提出者構成要件.....	5
5.2. 共通の参加資格要件.....	6
5.3. 設計・工事監理企業の参加資格要件.....	7
5.3.1. 設計・工事監理企業（設計 JV：代表構成員）：A 群.....	7
5.3.2. 設計・工事監理企業（設計 JV：構成員）：B 群.....	9
5.4. 建設企業の参加資格要件.....	10
5.4.1. 建設企業（建設 JV：代表構成員）：C 群.....	10
5.4.2. 建設企業（建設 JV：構成員）：D 群.....	12
5.4.3. 建設企業（建設 JV：構成員）：E 群.....	13
5.4.4. 建設企業（建設 JV：代表構成員）：F 群.....	14
5.4.5. 建設企業（建設 JV：構成員）：G 群.....	16
5.4.6. 建設企業（建設 JV：構成員）：H 群.....	16
5.5. 技術者等の配置.....	17
6. プロポーザルの審査基準	18
6.1. 第一次審査の審査基準.....	18
6.2. 第二次審査の審査基準.....	18
7. プロポーザルへの参加制限	18
8. プロポーザルのスケジュール	18
9. 事業スケジュール（想定）	19

10. 担当課	19
11. プロポーザルの図書の閲覧等	19
11.1. プロポーザルの図書.....	19
11.2. 閲覧期間.....	19
11.3. 閲覧場所.....	19
11.4. 図書の入手方法.....	19
12. 資料の貸与	20
12.1. 資料内容	20
12.2. 貸与方法	20
12.3. 貸与申込期間	20
12.4. 貸与期間	20
13. プロポーザルに関する説明会	20
13.1. 日時	20
13.2. 会場	20
13.3. 参加申込方法	20
14. プロポーザルの図書に関する質問の提出及び回答	20
14.1. 提出期間	20
14.2. 提出方法	21
14.3. 回答方法	21
15. 参加表明書等の提出手続	21
15.1. 参加表明書等の提出期間及び提出方法等	21
15.1.1. 提出期間.....	21
15.1.2. 提出方法.....	21
15.1.3. 提出書類及び部数	21
15.2. 非選定理由に関する事項	21
16. 技術提案書等の提出手続	21
16.1. 技術提案書等の提出期間及び提出方法等	22
16.1.1. 提出期間.....	22
16.1.2. 提出方法.....	22
16.1.3. 提出書類及び部数	22
16.2. プレゼンテーションの実施.....	22
16.3. 特定理由及び非特定理由に関する事項.....	22
17. 契約に関する事項	22
17.1. 契約の方法.....	22
17.2. 契約約款	22
17.3. 契約金額の支払条件	22
17.4. 契約手続の流れ.....	23

17.5. 管轄の合意.....	23
18. 契約金額の変更に関する事項	23
18.1. 総価契約及び単価合意の概要	23
18.2. 手続の流れ.....	23
18.3. 単価個別合意方式の協議方法	24
18.4. 契約金額の変更方法	24
19. その他	25
19.1. 手続において使用する言語及び通貨	25
19.2. 著作権等	25
19.3. 費用の負担.....	25
19.4. プロポーザルに係る失格要件	25
19.5. その他.....	26

道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事 公募型プロポーザル プロポーザル説明書

東広島市（以下「本市」という。）は、（仮称）道の駅西条の地域連携施設等について、設計施工一括発注方式を用いて整備を行う。以下、当該地域連携施設等の整備に係る設計施工一括工事を「本工事」という。

本プロポーザル説明書（以下「本書」という。）は、地域連携施設等を整備することがふさわしいと考えられる者（以下「事業者」という。）を選定することを目的に実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に関する説明書である。

1. 用語の定義

本プロポーザルにおいて使用する用語の定義は次のとおりであり、プロポーザルの図書において同様の扱いとする。

用語	説明
選定委員会	事業者を選定するに当たり、市が設置する東広島市（仮称）道の駅西条整備事業者選定審査委員会をいう。
コンソーシアム	複数の者からなる企業連合体をいう。
代表企業	コンソーシアムを代表する者をいう。
構成企業	コンソーシアムを構成する者をいう。
対象施設	本工事において、市が整備する建築物、外構を総称していう。
対象施設（建築）	本工事において、市が整備する建築物をいう。
対象施設（外構）	本工事において、市が整備する外構をいう。
対象施設等	市及び国が整備する建築物、外構を総称していう。
設計・工事監理企業	対象施設の設計業務及び工事監理業務を行う者をいう。
建設企業	対象施設の建設業務を行う者をいう。
参加表明書等提出者	参加表明書等作成要領・様式集に基づき作成した参加表明書等を提出するコンソーシアムをいう。
技術提案書等提出者	第一次審査で選定された者のうち、技術提案書等作成要領・様式集に基づき作成した技術提案書等を提出するコンソーシアムをいう。
設計 JV	設計共同体をいう。
建設 JV	特定建設工事共同企業体をいう。
甲型 JV	市の入札参加資格者名簿に登録された同一業種（建築一式工事）の者が結成する共同施工方式による建設 JV をいう。
乙型 JV	市の入札参加資格者名簿に登録された異なる業種（建築一式工事・電気工事・管工事）の者が結成する分担施工方式による建設 JV をいう。
代表構成員	設計 JV 又は建設 JV を代表する者をいう。
構成員	設計 JV 又は建設 JV を構成する者（代表構成員を除く。）をいう。
協力企業	設計・工事監理企業又は建設企業が対象施設の業務の一部を委任し、又は請け負わせる者をいう。
本店	登記されている本店をいう。
主たる営業所	建設業許可申請書別表又は別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所をいう。

用語	説明
営業所	設計・工事監理企業にあつては、平成 29・30 年度東広島市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格申請において契約締結権限の委任を受けている支店、営業所等をいう。 建設企業にあつては、主たる営業所を除く、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により許可を受けた営業所をいう。
年平均完成工事高	平成 29・30 年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう。
認定等級	東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程（昭和 51 年東広島市訓令第 14 号）第 4 条第 1 項に規定する資格の格付であつて、平成 29・30 年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。
総合数値	東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第 4 条第 1 項に規定する総合数値であつて、平成 29・30 年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。
商業施設	平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添 2 に示される「五 商業施設」第 1 類又は第 2 類に掲げる施設をいう。
管理技術者	東広島市業務委託契約約款第 9 条に規定する技術者をいう。
照査技術者	東広島市業務委託契約約款第 10 条に規定する技術者をいう。
指定分野の担当技術者	対象施設の設計業務における建築意匠、ランドスケープ、建築構造、電気、機械の各分野に係る担当技術者であつて、管理技術者の下、担当する分野の業務の管理及び総括を行う者をいう。
工事監理者	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 6 第 4 項に規定する者をいう。
統括管理技術者	コンソーシアムにおいて、対象施設の設計業務における管理技術者、指定分野の担当技術者、対象施設の工事監理業務における工事監理者、対象施設の建設業務における現場代理人、監理技術者等を統括し、事業者の業務内容の相互調整を行う者をいう。
監理技術者	東広島市建設工事請負契約約款第 10 条第 1 項第 2 号に規定する監理技術者をいう。
主任技術者	東広島市建設工事請負契約約款第 10 条第 1 項第 2 号に規定する主任技術者をいう。
現場代理人	東広島市建設工事請負契約約款第 10 条第 2 項に規定する現場代理人をいう。
一級建築士	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士をいう。
建築構造士	一般社団法人日本建築構造技術者協会（JSCA）に登録されている構造設計者をいう。
構造設計一級建築士	建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士をいう。
建築設備士	建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士をいう。
設備設計一級建築士	建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士をいう。
技術士	技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条に規定する技術士をいう。
RCCM	シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格制度施行規程第 3 条に規定する者をいう。
道路利用者	事業用地の周辺道路である一般国道 2 号（西条バイパス）及び市道前谷磯

用語	説明
	松線を利用する者をいう。
一般利用者	道路利用者を除く、対象施設等を利用する者をいう。
施設利用者	道路利用者、一般利用者を総称していう。
指定管理者	対象施設等の維持管理、運営業務を行う者をいう。
設備機器	対象施設における電気、空調、機械、熱源、環境、調理等（先行配管や上下水道の給排水設備、ガス栓等を含む。）に関する建物附属設備等を総称していう。
什器・備品	設備機器以外の対象建物に附属しない、据置型のものをいう。
営業時間	対象施設の運営日における営業時間をいう。
イベント時	営業時間内におけるイベント開催時をいう。
混雑時	駐車場がほぼ満車になり、駐車場が不足することが想定される状況をいう。
災害時	地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水等の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等を原因として対象施設に被害が発生する状況をいう。
生鮮食品	生鮮食品品質表示基準（平成 12 年農林水産省告示第 514 号）に規定する生鮮食品をいう。
加工食品	加工食品品質表示基準（平成 12 年農林水産省告示第 513 号）に規定する加工食品をいう。
休日	東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第 6 号）第 1 条に規定する休日をいう。

2. 工事概要

2.1. 工事名

道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事

2.2. 事業者の業務内容

- ① 対象施設の設計業務
- ② 対象施設の工事監理業務
- ③ 対象施設の建設業務

2.3. 事業期間

本工事は対象施設の完成目標を平成 32 年度末としており、事業期間は、「道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事基本協定」（以下「基本協定」という。）の締結日の翌日から平成 33 年 3 月 31 日（水）までとする。

2.4. 提案上限額

9 1 2, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. プロポーザルの目的

本プロポーザルは、対象施設のコンセプト、基本方針を体現するため、設計施工一括発注方式に期待される「創意工夫のある設計アイデア等の建設業務への早期反映」、「施工技術、アイデア、特殊な施工技術等の設計業務への早期反映」、「ライフサイクルコストの低減」等の効果を技術提案として最大限引き出すことを目的に実施するものである。

4. プロポーザルの実施方針

- (1) 本プロポーザルに係る書類の提出は、書面により行うこととする。
- (2) 本プロポーザルは、プロポーザルの図書に基づき事業者を選定する。
- (3) 本市は、本プロポーザルによる事業者の選定を厳正かつ公平に行うための組織として、次の委員で構成される選定委員会を設置する。事業者の選定に係る審査は選定委員会において行う。

氏名	所属団体・役職等
川崎 信文	広島大学 名誉教授 平成 29 年度 (仮称)「道の駅 西条」懇談会座長
田川 浩	広島大学大学院工学研究科 教授
谷川 大輔	近畿大学工学部建築学科 准教授
石原 恵子	広島国際大学総合リハビリテーション学部 リハビリテーション支援学科 教授
上田 昇	道の駅「湖畔の里福富」 駅長 広島県「道の駅」交流会会長
荒木 勲	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所 副所長 平成 29 年度 (仮称)「道の駅 西条」懇談会オブザーバー
松尾 祐介	東広島市 副市長
多田 稔	東広島市 副市長

- (4) 審査は、第一次審査、第二次審査に分けて実施する。
- (5) 選定委員会は、第一次審査において、参加表明書等提出者の中から技術提案書等提出者を 5 者程度選定する。ただし、参加表明書等提出者数を上限とする。
- (6) 選定委員会は、第二次審査において、第一次審査で選定された技術提案書等提出者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング結果を総合的に評価し、最優秀候補者及び次点者を特定する。
- (7) 本市は、最優秀候補者を随意契約の見積書徴取の相手方とし、予定価格の範囲内で見積書が提出された場合に契約締結の相手方とする。この場合の見積書徴取の回数に制限はないものとする。
- (8) 見積書徴取の相手方が、契約の締結までに本プロポーザルの参加資格に該当しなくなった場合又は随意契約の見積書徴取において辞退した場合は、その者とは契約の締結を行わないこととする。この場合は、次点者と随意契約の手続を行うこととする。

5. プロポーザルへの参加資格要件

5.1. 参加表明書等提出者構成要件

- (1) 参加表明書等提出者はコンソーシアムを構成するものとし、コンソーシアムは設計・工事監理企業及び建設企業によって構成されるものとする。
- (2) 設計・工事監理企業は、設計JVを結成しなければならない。なお、設計業務及び工事監理業務は同一企業において異なる技術者を配置することとする。
- (3) 設計JVは、5.3. に示すA群及びB群の組み合わせによるものとし、出資比率の合計は100%とする。なお、出資比率は代表構成員が最大とし、出資比率の配分は参加表明書等提出者の提案とする。(表 5-1 参照)

表 5-1：設計JVの構成方法

代表構成員	構成員
A 群 出資比率：51%以上	B 群 出資比率：30%以上

- (4) 建設企業は建設JVを結成しなければならない。建設JVは甲型JV又は乙型JVのいずれかによるものとする。

甲型JVの場合は、5.4. に示すC群からE群までのうち、表 5-2 の組み合わせのいずれかによるものとし、出資比率の合計は100%とする。なお、出資比率は代表構成員が最大とし、出資比率の配分は参加表明書等提出者の提案とする。

乙型JVの場合は、5.4. に示すF群、G群及びH群の組み合わせによるものとする。なお、1構成員当たりの分担工事額は、代表構成員が最大とし、分担工事額の配分は参加表明書等提出者の提案とする。(表 5-2 参照)

表 5-2：建設JVの構成方法

	代表構成員	構成員
構成方法 1 (甲型 JV)	C 群 出資比率：51%以上	D 群 出資比率：30%以上
構成方法 2 (甲型 JV)	C 群 出資比率：34%以上	D 群 出資比率：20%以上
		E 群 出資比率：20%以上
構成方法 3 (乙型 JV)	F 群	G 群
		H 群

- (5) コンソーシアムの代表企業は、(4)に示す建設JVの代表構成員を充てるものとする。
- (6) 設計・工事監理企業と建設企業は、次のいずれにも該当しない関係でなければならない。
 - ① 設計・工事監理企業が、建設企業の発行済み株式の50%を超える株式を所有している。
 - ② 設計・工事監理企業が、建設企業の資本総額の50%を超える出資をしている。
 - ③ 建設企業が、設計・工事監理企業の発行済み株式の50%を超える株式を所有している。

-
- ④ 建設企業が、設計・工事監理企業の資本総額の 50%を超える出資をしている。
 - ⑤ 設計・工事監理企業の役員が、建設企業の役員を兼ねている。
 - ⑥ 建設企業の役員が、設計・工事監理企業の役員を兼ねている。

5.2. 共通の参加資格要件

参加表明書等提出者は、次のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による入札参加制限を受けている者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がされていない者
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本プロポーザルの参加表明書等提出締切日前 6 か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
- (5) 本プロポーザルの公示の日（以下「公示日」という。）から最優秀候補者を特定する日までの間のいずれかの日において、本市の指名除外措置を受けている者
- (6) 次のいずれかの者に、公示日までに納めるべき市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納がある者
 - ① 本プロポーザルに参加しようとする者（法人又は個人事業主）
 - ② 本プロポーザルに参加しようとする法人の代表者（個人）
- (7) 他のコンソーシアムの構成企業を兼ねている者
- (8) 他のコンソーシアムの協力企業を兼ねている構成企業

5.3. 設計・工事監理企業の参加資格要件

5.3.1. 設計・工事監理企業（設計 JV：代表構成員）：A 群

次の表の（ア）から（カ）までの全てに該当すること。

項目	内容
(ア) 一級建築士事務所の登録	建築士法第 23 条の規定により、広島県において一級建築士事務所登録を受けていること。
(イ) 営業所所在地等 ※右記のイ) から ホ) までのいずれかに該当すること	イ) 公示日まで1年以上継続して東広島市入札参加資格登録を有し、かつ、公示日まで1年以上継続して本店を東広島市内に有する者 ロ) 公示日まで1年以上継続して東広島市入札参加資格登録の本店を広島県内に有し、かつ、本店を広島県内に有するとともに、営業所を東広島市内に有する者（イを除く。） ハ) 公示日まで1年以上継続して東広島市入札参加資格登録を有し、かつ、本店を広島県内に有する者（イ、ロを除く。） ニ) 公示日まで1年以上継続して東広島市入札参加資格登録を有し、かつ、営業所を東広島市内に有する者（イ、ロ、ハを除く。） ホ) 公示日まで1年以上継続して東広島市入札参加資格登録を有し、かつ、営業所を広島県内に有する者（イ、ロ、ハ、ニを除く。）
(ウ) 東広島市測量・建設コンサルタント等業務平成 29・30 年度競争入札参加資格者として認定されている業種①	建築関係建設コンサルタント業務
(エ) 東広島市測量・建設コンサルタント等業務平成 29・30 年度競争入札参加資格者として認定されている業種② ※代表構成員、構成員、協力企業のいずれかが満たせば良いものとする	土木関係建設コンサルタント業務
(オ) 同種・類似工事の元請実績又は設計 JV の代表構成員としての実績	平成 15 年 4 月 1 日以降に、延床面積 500 m ² 以上の商業施設の新築工事、改築工事又は増築工事（ただし、改修工事及び模様替え工事を除く。）に係る基本設計又は実施設計業務を完了した実績を 1 件以上有していること。
(カ) 技術者 次のとおり技術者を配置できること ※右記のハ) に限り、代表構成員、構成員、協力企業のいずれかが満たせば良いものとする	イ) 一級建築士である管理技術者を配置すること。 ロ) 一級建築士である照査技術者を配置すること。 ハ) 指定分野の担当技術者を配置すること。ただし、指定分野の担当技術者は、表 5-3 に示す資格又は経験を有している者とし、管理技術者、照査技術者、工事監理者、指定分野の担当技術者は互いの技術者を兼ねてはならない。 ニ) 一級建築士である工事監理者を配置すること。 ホ) 管理技術者、照査技術者、工事監理者及び指定分野の担当技術者は、所属する設計・工事監理企業

	との直接的かつ恒常的な雇用関係を、公示日から遡って3か月以上有していること。
--	--

表 5-3 : 指定分野の担当技術者の資格又は経験

指定分野の担当技術者	資格又は経験
建築意匠	問わないものとする。
ランドスケープ (右記の①から③までのいずれかを満たす者)	<p>① 技術士(「建設部門」(都市及び地方計画)又は「総合技術監理部門」(建設一般並びに都市及び地方計画)を有する者)</p> <p>② RCCM(造園)を有する者</p> <p>③ ①②と同等の能力と経験を有する技術者として次のイ)からハ)までのいずれかを満たす者</p> <p>イ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(旧大学令による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)の土木工学又は同等の工学に関する科目(橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。)を習得し、建設コンサルタント等業務(建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計業務に従事又は同等の業務を監理することをいう。以下同じ。)に20年以上の実務経験を有する者</p> <p>ロ) 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に22年以上の実務経験を有する者</p> <p>ハ) 建設コンサルタント等業務に25年以上の実務経験を有する者</p>
建築構造	問わないものとする。ただし、管理技術者、照査技術者、建築構造担当技術者のうち少なくとも1名は、建築構造士又は構造設計一級建築士の資格を有していること。
電気	建築設備士又は設備設計一級建築士
機械	建築設備士又は設備設計一級建築士

5.3.2. 設計・工事監理企業（設計JV：構成員）：B群

次の表の（ア）から（オ）までの全てに該当すること。

項目	内容
(ア) 一級建築士事務所の登録	建築士法第23条の規定により、広島県において一級建築士事務所登録を受けていること。
(イ) 営業所所在地等 ※右記のイ) から ハ) までのいずれかに該当すること	イ) 公示日まで1年以上継続して東広島市入札参加資格登録を有し、かつ、公示日まで1年以上継続して本店を東広島市内に有する者 ロ) 公示日まで1年以上継続して東広島市入札参加資格登録の本店を広島県内に有し、かつ、本店を広島県内に有するとともに、営業所を東広島市内に有する者（イを除く。） ハ) 公示日まで1年以上継続して東広島市入札参加資格登録を有し、かつ、本店を広島県内に有する者（イ、ロを除く。）
(ウ) 東広島市測量・建設コンサルタント等業務平成29・30年度競争入札参加資格者として認定されている業種①	建築関係建設コンサルタント業務
(エ) 東広島市測量・建設コンサルタント等業務平成29・30年度競争入札参加資格者として認定されている業種② ※代表構成員、構成員、協力企業のいずれかが満たせば良いものとする	土木関係建設コンサルタント業務
(オ) 技術者 次のとおり技術者を配置できること ※代表構成員、構成員、協力企業のいずれかが満たせば良いものとする	イ) 指定分野の担当技術者を配置すること。ただし、指定分野の担当技術者は、表5-3に示す資格又は経験を有している者とし、互いの担当技術者を兼ねてはならない。 ロ) 指定分野の担当技術者は、所属する設計・工事監理企業との直接的かつ恒常的な雇用関係を、公示日から遡って3か月以上有していること。

5.4. 建設企業の参加資格要件

5.4.1. 建設企業（建設JV：代表構成員）：C群

次の表の（ア）から（キ）までの全てに該当すること。

項目	内容		
（ア）平成29・30年度東広島市建設工事競争入札参加者として認定されている業種	建築一式工事及び土木一式工事		
（イ）建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	要（建築工事業に限る。）		
（ウ）建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※右記のイ）からホ）までのいずれかに該当すること	イ）東広島市内に主たる営業所かつ本店を公示日から遡って継続して1年以上有する者 ロ）広島県内に主たる営業所を有し、かつ、東広島市内に営業所を有する者（イを除く。） ハ）広島県内に主たる営業所を有する者（イ、ロを除く。） ニ）東広島市内に営業所を有する者（イ、ロ、ハを除く。） ホ）広島県内に営業所を有する者（イ、ロ、ハ、ニを除く。）		
（エ）認定等級（土木一式工事）	A		
（オ）認定等級、総合数値及び年平均完成工事高（建築一式工事）	イ）東広島市内に主たる営業所かつ本店を公示日から遡って継続して1年以上有する者	認定等級	A
		総合数値	850点以上
		年平均完成工事高	代表構成員、構成員の総額（合計）が、提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）以上
	ロ）広島県内に主たる営業所を有し、かつ、東広島市内に営業所を有する者（イを除く。）	認定等級	A
		総合数値	950点以上
		年平均完成工事高	代表構成員、構成員の総額（合計）が、提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）以上
	ハ）広島県内に主たる営業所を有する者（イ、ロを除く。）	認定等級	A
		総合数値	1,050点以上
		年平均完成工事高	代表構成員、構成員の総額（合計）が、提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）以上
	ニ）東広島市内に営業所を有する者（イ、ロ、ハを除く。）	認定等級	A
		総合数値	1,150点以上
		年平均完成工事高	代表構成員、構成員の総額（合計）が、提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）以上
ホ）広島県内に営業所を有する者（イ、ロ、ハ、ニを除く。）	認定等級	A	
	総合数値	1,250点以上	
	年平均完成工事高	代表構成員、構成員の総額（合計）が、提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）以上	

(カ) 同種・類似工事の元請実績 又は建設JVの代表構成員 としての実績	平成15年4月1日以降に、表5-4に示す建物用途の建築物の新築工事、改築工事又は増築工事（改修工事及び模様替え工事を除く。）に係る施工実績を有していること。
(キ) 技術者等 次のとおり技術者等を配置できること	<p>イ) 建設業法及び東広島市建設工事請負契約約款に基づいて、建設工事に係る監理技術者及び現場代理人を適切に配置すること。</p> <p>ロ) イ)の監理技術者と現場代理人は互いを兼ねることができる。</p> <p>ハ) イ)の監理技術者は次の①、②の要件を全て満たすこと。 ① 建築工事業に係る監理技術者の資格を有する者 ② 表5-4（建築物の規模の条件を除く。）に示す建物用途の建築工事（新築工事、改築工事又は増築工事とする。ただし、改修工事及び模様替え工事を除く。）の実績（監理技術者又は主任技術者としての元請実績に限る。）を有する者</p> <p>ニ) 一級建築士である統括管理技術者を本工事に専任で配置すること。</p> <p>ホ) 次の①、②の要件を全て満たす担当技術者（ランドスケープ）を配置すること。 ① 土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者 ② 土木一式工事の経験（監理技術者又は主任技術者としての元請経験に限る。）を有する者</p> <p>ヘ) イ) から ホ) までに示す各技術者は、所属する建設企業との直接的かつ恒常的な雇用関係を、公示日から遡って3か月以上有していること。</p> <p>ト) 現場代理人は、所属する建設企業との直接的な雇用関係を有していること。</p>

表 5-4：建物用途の建築物の新築工事、改築工事又は増築工事に係る施工実績条件

項目	内容
実績を求める建築物の類型 （右記のいずれかの類型とする。）	運動施設、業務施設、商業施設、教育施設、専門的教育・研究施設、宿泊施設、医療施設、福祉・厚生施設、文化・交流公益施設
建築物の用途等	第1類又は第2類とする
建築物の規模	延床面積 1,000 m ² 以上

※上表の用語の定義は平成21年国土交通省告示第15号の別添2による。

5.4.2. 建設企業（建設JV：構成員）：D群

次の表の（ア）から（オ）までの全てに該当すること。

項目	内容		
（ア）平成29・30年度東広島市建設工事競争入札参加者として認定されている業種	建築一式工事		
（イ）建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	要		
（ウ）建設業の許可を受けている営業所所在地等	東広島市内に主たる営業所かつ本店を公示日から遡って継続して1年以上有する者		
（エ）認定等級、総合数値及び年平均完成工事高	東広島市内に主たる営業所かつ本店を公示日から遡って継続して1年以上有する者	認定等級	A
		総合数値	750点以上
		年平均完成工事高	代表構成員、構成員の総額（合計）が、提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）以上
（オ）技術者 次のとおり技術者を配置できること	<p>イ）建設業法及び東広島市建設工事請負契約約款に基づいて、建設工事に係る監理技術者を適切に配置すること。</p> <p>ロ）イ）の監理技術者は、次の①から③までの要件を全て満たすこと。</p> <p>① 建築工事業に係る監理技術者の資格を有する者</p> <p>② 建築一式工事の経験（監理技術者又は主任技術者としての元請経験に限る。）を有する者</p> <p>③ 所属する建設企業との直接的かつ恒常的な雇用関係を、公示日から遡って3か月以上有していること。</p>		

5.4.3. 建設企業（建設JV：構成員）：E群

次の表の（ア）から（オ）までの全てに該当すること。

項目	内容		
(ア) 平成 29・30 年度東広島市 建設工事競争入札参加者と して認定されている業種	建築一式工事		
(イ) 建設業法第 15 条の許可 (特定建設業許可) の要否	要		
(ウ) 建設業の許可を受けている 営業所所在地等 ※右記のイ) から ハ) までの いずれかに該当すること	イ) 東広島市内に主たる営業所かつ本店を公示日から遡って 継続して 1 年以上有する者 ロ) 広島県内に主たる営業所を有し、かつ、東広島市内に営 業所を有する者 (イを除く。) ハ) 広島県内に主たる営業所を有する者 (イ、ロを除く。)		
(エ) 認定等級、総合数値及び年 平均完成工事高	イ) 東広島市内に主 たる営業所かつ 本店を公示日か ら遡って継続し て 1 年以上有す る者	認定等級	A
		総合数値	750 点以上
		年平均完 成工事高	代表構成員、構成員の総額 (合計) が、提案上限額 (消費税及び地方消費税を 含む。) 以上
	ロ) 広島県内に主た る営業所を有 し、かつ、東広 島市内に営業所 を有する者 (イ を除く。)	認定等級	A
		総合数値	850 点以上
		年平均完 成工事高	代表構成員、構成員の総額 (合計) が、提案上限額 (消費税及び地方消費税を 含む。) 以上
ハ) 広島県内に主た る営業所を有す る者 (イ、ロを 除く。)	認定等級	A	
	総合数値	950 点以上	
	年平均完 成工事高	代表構成員、構成員の総額 (合計) が、提案上限額 (消費税及び地方消費税を 含む。) 以上	
(オ) 技術者 次のとおり技術者を配置でき ること	イ) 建設業法及び東広島市建設工事請負契約約款に基づい て、建設工事に係る監理技術者を適切に配置すること。 ロ) イ) の監理技術者は次の①から③までの要件を全て満たす こと。 ① 建築工事業に係る監理技術者の資格を有する者 ② 建築一式工事の経験 (監理技術者又は主任技術者と しての元請経験に限る。) を有する者 ③ 所属する建設企業との直接的かつ恒常的な雇用関係 を、公示日から遡って 3 か月以上有していること。		

5.4.4. 建設企業（建設JV：代表構成員）：F群

次の表の（ア）から（キ）までの全てに該当すること。

項目	内容		
(ア) 平成 29・30 年度東広島市 建設工事競争入札参加者と して認定されている業種	建築一式工事及び土木一式工事		
(イ) 建設業法第 15 条の許可 (特定建設業許可) の要否	要（建築工事業に限る。）		
(ウ) 建設業の許可を受けている 営業所所在地等 ※右記のイ）から ホ）までの いずれかに該当すること	イ) 東広島市内に主たる営業所かつ本店を公示日から遡って 継続して 1 年以上有する者 ロ) 広島県内に主たる営業所を有し、かつ、東広島市内に営 業所を有する者（イを除く。） ハ) 広島県内に主たる営業所を有する者（イ、ロを除く。） ニ) 東広島市内に営業所を有する者（イ、ロ、ハを除く。） ホ) 広島県内に営業所を有する者（イ、ロ、ハ、ニを除く。）		
(エ) 認定等級（土木一式工事）	A		
(オ) 認定等級、総合数値及び年 平均完成工事高（建築一式 工事）	イ) 東広島市内に主 たる営業所かつ 本店を公示日か ら遡って継続し て 1 年以上有す る者	認定等級	A
		総合数値	850 点以上
		年平均完 成工事高	代表構成員、構成員の総額 (合計) が、提案上限額 (消費税及び地方消費税を 含む。) 以上
	ロ) 広島県内に主た る営業所を有 し、かつ、東広 島市内に営業所 を有する者（イ を除く。）	認定等級	A
		総合数値	950 点以上
		年平均完 成工事高	代表構成員、構成員の総額 (合計) が、提案上限額 (消費税及び地方消費税を 含む。) 以上
	ハ) 広島県内に主た る営業所を有す る者（イ、ロを 除く。）	認定等級	A
		総合数値	1,050 点以上
		年平均完 成工事高	代表構成員、構成員の総額 (合計) が、提案上限額 (消費税及び地方消費税を 含む。) 以上
	ニ) 東広島市内に営 業所を有する者 (イ、ロ、ハを 除く。）	認定等級	A
		総合数値	1,150 点以上
		年平均完 成工事高	代表構成員、構成員の総額 (合計) が、提案上限額 (消費税及び地方消費税を 含む。) 以上
ホ) 広島県内に営業 所を有する者 (イ、ロ、ハ、 ニを除く。）	認定等級	A	
	総合数値	1,250 点以上	
	年平均完 成工事高	代表構成員、構成員の総額 (合計) が、提案上限額 (消費税及び地方消費税を 含む。) 以上	
(カ) 同種・類似工事の元請実績	平成 15 年 4 月 1 日以降に、表 5-4 に示す建物用途の建築物の		

<p>又は建設JVの代表構成員としての実績</p>	<p>新築工事、改築工事又は増築工事（改修工事及び模様替え工事を除く。）に係る施工実績を有していること。</p>
<p>(キ) 技術者等 次のとおり技術者等を配置できること</p>	<p>イ) 建設業法及び東広島市建設工事請負契約約款に基づいて、建設工事に係る監理技術者及び現場代理人を適切に配置すること。</p> <p>ロ) イ) の監理技術者と現場代理人は互いを兼ねることができる。</p> <p>ハ) イ) の監理技術者は次の①、②の要件を全て満たすこと。 ① 建築工事業に係る監理技術者の資格を有する者 ② 表 5-4（建築物の規模の条件を除く。）に示す建物用途の建築工事（新築工事、改築工事又は増築工事とする。ただし、改修工事及び模様替え工事を除く。）の実績（監理技術者又は主任技術者としての元請実績に限る。）を有する者</p> <p>ニ) 一級建築士である統括管理技術者を本工事に専任で配置すること。</p> <p>ホ) 次の①、②の要件を全て満たす担当技術者（ランドスケープ）を配置すること。 ① 土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者 ② 土木一式工事の経験（監理技術者又は主任技術者としての元請経験に限る。）を有する者</p> <p>ヘ) イ) から ホ) までに示す各技術者は、所属する建設企業との直接的かつ恒常的な雇用関係を、公示日から遡って3か月以上有していること。</p> <p>ト) 現場代理人は、所属する建設企業との直接的な雇用関係を有していること。</p>

5.4.5. 建設企業（建設JV：構成員）：G群

次の表の（ア）から（オ）までの全てに該当すること。

項目	内容		
(ア) 平成 29・30 年度東広島市 建設工事競争入札参加者と して認定されている業種	電気工事		
(イ) 建設業法第 15 条の許可 (特定建設業許可) の要否	要		
(ウ) 建設業の許可を受けている 営業所所在地等	東広島市内に主たる営業所かつ本店を公示日から遡って継続 して 1 年以上有する者		
(エ) 認定等級、総合数値及び年 平均完成工事高	東広島市内に主たる 営業所かつ本店を公 示日から遡って継続 して 1 年以上有する 者	認定等級	A
		総合数値	680 点以上
		年平均完 成工事高	代表構成員、構成員の総額 (合計) が、提案上限額 (消費税及び地方消費税を 含む。) 以上
(オ) 技術者 次のとおり技術者を配置でき ること	次の①から③までの要件を全て満たす者を配置すること。 ① 電気工事業に係る監理技術者の資格を有する者 ② 電気工事の経験（監理技術者又は主任技術者としての 元請経験に限る。）を有する者 ③ 所属する建設企業との直接的かつ恒常的な雇用関係を 公示日から遡って 3 か月以上有している者		

5.4.6. 建設企業（建設JV：構成員）：H群

次の表の（ア）から（オ）までの全てに該当すること。

項目	内容		
(ア) 平成 29・30 年度東広島市 建設工事競争入札参加者と して認定されている業種	管工事		
(イ) 建設業法第 15 条の許可 (特定建設業許可) の要否	要		
(ウ) 建設業の許可を受けている 営業所所在地等	東広島市内に主たる営業所かつ本店を公示日から遡って継続 して 1 年以上有する者		
(エ) 認定等級、総合数値及び年 平均完成工事高	東広島市内に主たる 営業所かつ本店を公 示日から遡って継続 して 1 年以上有する 者	認定等級	A
		総合数値	700 点以上
		年平均完 成工事高	代表構成員、構成員の総額 (合計) が、提案上限額 (消費税及び地方消費税を 含む。) 以上
(オ) 技術者 次のとおり技術者を配置でき ること	次の①から③までの要件を全て満たす者を配置すること。 ① 管工事業に係る監理技術者の資格を有する者 ② 管工事の経験（監理技術者又は主任技術者としての元 請経験に限る。）を有する者 ③ 所属する建設企業との直接的かつ恒常的な雇用関係を 公示日から遡って 3 か月以上有している者		

5.5. 技術者等の配置

コンソーシアム内の技術者等の配置方法は、次の表のとおりとする。

設計・工事監理企業

技術者		設計 JV		
		代表構成員	構成員	
設計業務	A：照査技術者	●	—	
	B：管理技術者	●	—	
	担当技術者 指定分野の	C：建築意匠	○	○
		D：ランドスケープ	○	○
		E：建築構造	○	○
		F：電気	○	○
		G：機械	○	○
工事監理業務	H：工事監理者	●	—	

建設企業

技術者等		甲型 JV の場合			乙型 JV の場合		
		代表 構成員	構成員 ①	構成員 ②	代表 構成員	構成員 ①	構成員 ②
		建築一式 土木一式	建築	建築	建築一式 土木一式	電気	管
建設業務	I：統括管理技術者	●	—	—	●	—	—
	J：現場代理人	●	—	—	●	—	—
	K：監理技術者	● (建築)	—	—	● (建築)	—	—
	L：監理技術者	—	● (建築)	—	—	● (電気)	—
	M：監理技術者	—	—	● (建築)	—	—	● (管)
	N：担当技術者 (ランドスケープ)	●	—	—	●	—	—

【凡例】 ●：自社で配置する。

○：代表構成員又は構成員が配置する。

- ※ 設計 JV において C から G までは協力企業が配置してもよいものとする。
- ※ 建設 JV において J と K は兼務を可とする。
- ※ 甲型 JV を 2 者で構成する場合、M の配置は不要とする。
- ※ 上表に示す技術者のほか、建設業法に基づき必要な技術者を配置すること。

6. プロポーザルの審査基準

6.1. 第一次審査の審査基準

第一次審査の審査基準は、別添の「審査基準」を参照すること。

6.2. 第二次審査の審査基準

第二次審査の審査基準は、別添の「審査基準」を参照すること。

7. プロポーザルへの参加制限

次の者は、本プロポーザルに参加することができない。

- (1) 選定委員会に所属する者
- (2) 選定委員会の委員が自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織に所属する者
- (3) (仮称)道の駅西条施設整備に向けたアドバイザリー業務の受託者(株式会社 長大)
- (4) 重複して参加表明書等を提出した者

8. プロポーザルのスケジュール

内容	日程	備考
手続開始の公示	平成30年9月3日(月)	-
プロポーザルの図書の閲覧期間	平成30年9月3日(月)から 平成30年10月11日(木)まで	閲覧方法は本書による
資料の貸与期間	平成30年9月3日(月)から 平成30年10月11日(木)まで	貸与方法は本書による
プロポーザルに関する説明会	平成30年9月7日(金)	参加申込方法は本書による
プロポーザルの図書に関する質問受付期間	平成30年9月3日(月)から 平成30年9月20日(木)まで	提出方法は本書による
プロポーザルの図書に関する質問回答	平成30年10月4日(木)	回答方法は本書による
参加表明書等の受付期間	平成30年10月5日(金)から 平成30年10月12日(金)まで	提出方法は本書による
第一次審査	平成30年10月下旬	非公開とする
第一次審査結果の通知及び技術提案書等提出要請	平成30年10月下旬	通知方法:電子メール、郵送 又はFAX
技術提案書等の受付期間	平成30年11月上旬から 平成31年1月下旬まで	提出方法は本書による
第二次審査 (プレゼンテーション)	平成31年2月上旬	非公開とする
特定・非特定通知	平成31年2月中旬	通知方法:電子メール、郵送 又はFAX

9. 事業スケジュール（想定）

事業スケジュールは次表のとおり想定している。事業スケジュールの詳細は、最優秀候補者特定後、本市から最優秀候補者に対し通知する。なお、4.(8)の場合は次点者に対し通知する。

時 期	事業者の業務等
平成 31 年度	契約締結 基本設計業務、実施設計業務
平成 32 年度	工事監理業務 建設業務

10. 担当課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市 政策企画部 政策推進課 プロジェクト推進係

電話：082（420）0401 / FAX：082（420）0402

電子メールアドレス：hgh200402 アットマーク city.higashihiroshima.lg.jp

（アットマークを「@」に置き換えてください。）

11. プロポーザルの図書の閲覧等

11.1. プロポーザルの図書

- (1) プロポーザル説明書
- (2) 要求水準書（別紙を含む。）
- (3) 審査基準
- (4) 基本協定（案）
- (5) 東広島市 業務委託契約約款
- (6) 業務委託契約約款 特約事項（設計業務）
- (7) 業務委託契約約款 特約事項（工事監理業務）
- (8) 東広島市 建設工事請負契約約款
- (9) 東広島市 建設工事請負契約約款 特約事項
- (10) 建設工事請負契約約款 特約事項2
- (11) 参加表明書等作成要領・様式集
- (12) 技術提案書等作成要領・様式集

11.2. 閲覧期間

平成30年9月3日（月）午前8時30分から平成30年10月11日（木）午後5時まで。

11.3. 閲覧場所

本市ホームページ及び東広島市総務部契約課の掲示板とする。

11.4. 図書の入手方法

本市ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/somu/2/index.html>

12. 資料の貸与

12.1. 資料内容

- ・事業用地の設計に関する図書のうち必要部分（データ）
- ・要求水準書別紙 別紙3 DXF データ

12.2. 貸与方法

参加表明書等作成要領・様式集の様式 1-3「資料の貸与申込書」を 10. に示す担当課に持参し、貸与を受けること。

12.3. 貸与申込期間

平成 30 年 9 月 3 日（月）午前 8 時 30 分から平成 30 年 10 月 10 日（水）午後 5 時まで（休日を含まない。）。

12.4. 貸与期間

平成 30 年 9 月 3 日（月）午前 8 時 30 分から平成 30 年 10 月 11 日（木）午後 5 時まで。

13. プロポーザルに関する説明会

本市は、本プロポーザルに参加を希望する者を対象に、本プロポーザルに関する説明会を実施する。なお、本説明会への参加は任意であり、参加の有無により不利に取り扱われることはない。

13.1. 日時

平成 30 年 9 月 7 日（金） 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで。

説明 30 分程度、質疑応答 60 分程度を予定している。

13.2. 会場

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市役所 4階 403 会議室

13.3. 参加申込方法

参加表明書等作成要領・様式集の様式 1-1「プロポーザルに関する説明会 参加申込書」に必要事項を記載の上、電子メールに添付し 10. に示す担当課に、平成 30 年 9 月 6 日（木）午後 5 時までに送信すること。

なお、ファイル名は「提出者名_プロポーザル説明会参加申込書」とし、電子メールで送信した後に 10. に示す担当課に電話で受信の有無を確認すること。

14. プロポーザルの図書に関する質問の提出及び回答

14.1. 提出期間

平成 30 年 9 月 3 日（月）午前 8 時 30 分から平成 30 年 9 月 20 日（木）午後 5 時まで（休日を含まない。）。

14.2. 提出方法

参加表明書等作成要領・様式集の様式 1-2「プロポーザル図書に関する質問書」により、10. に示す担当課に電子メールで送信すること。

なお、ファイル名は「提出者名_プロポーザル図書に関する質問書」とし、電子メールで送信した後に 10. に示す担当課に電話で受信の有無を確認すること。

14.3. 回答方法

提出期間内に提出された全ての質問を一括してとりまとめた回答書を平成 30 年 10 月 4 日（木）午前 9 時から、本市のホームページ及び東広島市総務部契約課の掲示板に掲示する。

回答書のうち参加表明書等及び技術提案書等に係るものは、11.1. に示す本プロポーザルの図書と一体のものとして取り扱う。

15. 参加表明書等の提出手続

15.1. 参加表明書等の提出期間及び提出方法等

15.1.1. 提出期間

平成 30 年 10 月 5 日（金）午前 8 時 30 分から平成 30 年 10 月 12 日（金）午後 5 時まで（休日を含まない。）。

15.1.2. 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、休日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに 10. に示す担当課に提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便とし、封筒に「参加表明書等在中」と朱書きして提出期限までに 10. に示す担当課に必着とする。

15.1.3. 提出書類及び部数

「参加表明書等作成要領・様式集」によること。

15.2. 非選定理由に関する事項

- (1) 第一次審査において選定しなかった者に対して、本市は選定しなかった旨及びその理由（以下「非選定理由」という。）を電子メール、郵送又は FAX により通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、書面（A4 版とし、書式は自由とする。）により本市に対して非選定理由についての説明を求めることができる。
- (3) 非選定理由の説明を求める書面の受付場所は、10. に示す担当課とし、受付時間は休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (4) 本市は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、電子メール、郵送又は FAX により回答するものとする。

16. 技術提案書等の提出手続

第一次審査において選定された者に対して、技術提案書等の提出要請を電子メール、郵送又は FAX により行う。

16.1. 技術提案書等の提出期間及び提出方法等

16.1.1. 提出期間

平成30年11月上旬から平成31年1月下旬までを予定（第一次審査において選定された技術提案書等提出者に対し、正式な日程を別途通知する。）。

16.1.2. 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、休日を除く日の午前8時30分から午後5時までに10.に示す担当課に提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便とし、封筒に「技術提案書等在中」と朱書きして提出期限までに10.に示す担当課に必着とする。

16.1.3. 提出書類及び部数

「技術提案書等作成要領・様式集」によること。

16.2. プレゼンテーションの実施

選定委員会は、技術提案書等提出者に対し、提案内容に関するプレゼンテーションの場を設ける。開催時期、場所等については、本市から別途通知する。なお、プレゼンテーションは非公開で行う。

16.3. 特定理由及び非特定理由に関する事項

- (1) 第二次審査において特定した者及び特定しなかった者に対して、本市はその旨及びその理由を電子メール、郵送又はFAXにより通知する。
- (2) 特定しなかった者として(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（A4版とし、書式は自由とする。）により本市に対して非特定理由についての説明を求めることができる。
- (3) 非特定理由の説明を求める書面の受付場所は、10.に示す担当課とし、受付時間は休日を除く午前8時30分から午後5時までとする。
- (4) 本市は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、電子メール、郵送又はFAXにより回答するものとする。

17. 契約に関する事項

17.1. 契約の方法

随意契約とする。

17.2. 契約約款

本市の定める「東広島市 業務委託契約約款」、「業務委託契約約款 特約事項（設計業務）」、「業務委託契約約款 特約事項（工事監理業務）」、「東広島市 建設工事請負契約約款」、「東広島市 建設工事請負契約約款 特約事項」及び「建設工事請負契約約款 特約事項2」を使用する。

17.3. 契約金額の支払条件

本工事の契約金額の支払条件は、「東広島市 業務委託契約約款」、「業務委託契約約款 特約

事項（設計業務）」、「業務委託契約約款 特約事項（工事監理業務）」、「東広島市 建設工事請負契約約款」、「東広島市 建設工事請負契約約款 特約事項」及び「建設工事請負契約約款 特約事項2」による。

17.4. 契約手続の流れ

本市と最優秀候補者である事業者との間で基本協定を締結した後、各契約に向けた協議を行い、予定価格の範囲内で見積書が提出された場合には、設計業務委託契約、工事監理業務委託契約及び建設工事請負契約を締結する。ただし、本工事に係る契約の締結が議会の議決を要するものである場合は、仮契約を締結し、議会の議決を経て本契約となるものとする。

17.5. 管轄の合意

本プロポーザルに関する一切の紛争は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

18. 契約金額の変更に関する事項

18.1. 総価契約及び単価合意の概要

本工事では、本市と事業者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、初回契約時は設計業務、工事監理業務及び建設業務に係る総価契約を行い、実施設計完了後に本市と事業者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施に当たっては、次に定めるもののほか、「総価契約単価合意方式実施要領（国土交通省）」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（国土交通省）」の「総価契約単価合意方式」を準用する。

総価契約単価合意方式の実施に当たっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。

18.2. 手続の流れ

(1) 単価協議前（実施設計業務成果品の提出前）に契約金額の変更を行う場合

実施設計業務成果品の提出までに契約金額を変更する必要がある場合は、本市と事業者が協議し、設計業務、工事監理業務又は建設業務に係る変更の総価契約を締結するものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、本市が定め、事業者へ通知する。

(2) 単価協議（実施設計業務成果品の提出後）

本市は、事業者から実施設計に係る成果品を受領した後、速やかに請負代金内訳書の様式を事業者へ配付する。事業者は、本市から当該様式を受領後、必要事項を記載し、受領日から起算して14日以内に本市へ提出するものとする。

本市は、事業者から請負代金内訳書を受領後、速やかに単価協議書を事業者へ送付し、事業者と単価協議を行う。

本市は、単価について合意した場合は、事業者を相手方として、単価合意書を締結する。単価合意書は協議開始日から起算して14日以内に締結するものとし、14日以内に単価の合意が成立しなかった場合は、本市が単価を定め、事業者へ通知する。単価の協議方法について

ては、18.3. を参照すること。

(3) 単価合意書締結後に契約金額の変更を行う場合

ア 単価合意書に基づく場合

契約金額の変更は、単価合意書の記載事項に基づいて本市と事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、本市が単価を定め、事業者に通知する。契約金額の変更方法については、18.4. を参照すること。

イ 単価合意書に基づかない場合

次に示す場合には、単価合意書の記載事項に基づくことが不適当な場合があるため、変更時の金額を基礎として本市と事業者が協議して定める^(※)。

- ① 数量の増減が著しく単価合意書の記載事項に影響があると認められる場合で、かつ、特別な理由がない場合
- ② 施工条件が異なる場合で、かつ、特別な理由がない場合
- ③ 単価合意書に記載のない工種が生じた場合で、かつ、特別な理由がない場合
- ④ 単価合意書の記載事項に基づくことが不適切な場合で、かつ、特別な理由がない場合

※「特別な理由」とは、事業者の責めに帰すべきものとして変更の対象にならない場合や、大幅な数量増減や施工条件変更にもかかわらず単価変動がない場合などが該当する。なお、「特別な理由があるとき」は「その他の場合」として単価合意書の記載事項に基づき、契約変更を行う。また、「本市と事業者が協議して定める」とは、これらを踏まえて、請負代金の変更部分の総額を協議して決定するということである。

18.3. 単価個別合意方式の協議方法

単価個別合意方式の協議は、次の方法により実施するものとする。

ア 単価合意書締結時の協議

協議は、事業者が提出した建設費を積算するための建築数量及び土木数量の計測・計算結果を示した調書に基づき行うものとし、直接工事費、共通仮設費（積み上げ分）、共通仮設費（率分）、現場管理費及び一般管理費等の単価等について行うものとする。

イ 単価合意書締結後の単価の変更

単価合意書に記載された単価は基本的に変更しないものとする。ただし、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更等が生じた場合は、本市と事業者が協議の上、一度合意した単価合意書に記載のある単価であっても、改めて合意し直すものとする。

18.4. 契約金額の変更方法

契約金額の変更に当たっては、単価合意書の記載事項に基づいて、契約金額の変更部分の総額について協議するものとする。なお、各工種の単価の取扱い等については、次のとおりとする。

ア 直接工事費及び共通仮設費（積み上げ分）については、単価合意書の記載事項に基づき積算する。なお、単価合意書に記載のないものについては、事業者が作成し、本市に提出する工事区分・工種・種別・細別、規格及び数量に基づき市積算単価等（市積算単価にないものは、刊行物等を参考の上、協議により決定する。）により積算する。

イ 共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等については、アにより算出した対象額に、変更前の対象額に対する合意金額の比率及び積算基準書の率式を利用した低減割合を乗じて算出する。なお、対象額とは、共通仮設費（率分）にあつては直接工事費、現場管理費にあつては純工事費、一般管理費等にあつては工事原価をいう。

19. その他

19.1. 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

19.2. 著作権等

(1) 成果物等の譲渡等

事業者は、本市の承諾を得ずに、技術提案及び実施設計図書等の成果物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(2) 著作権の譲渡

事業者は、本工事における成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に本市に無償で譲渡すること。

(3) 著作権の侵害の防止

事業者は、本工事における成果物が第三者の有する著作権を侵害するものではないことを保証すること。

(4) 特許権等の使用

事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工法等を使用する時は、特許権等を損なってはならず、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

19.3. 費用の負担

参加表明書等及び技術提案書等の作成、プレゼンテーションに要する費用等、本プロポーザルに関する費用は、参加表明書等提出者及び技術提案書等提出者の負担とする。

19.4. プロポーザルに係る失格要件

(1) 提出書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

- イ) 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの
- ロ) 指定する作成様式又は記載上の留意点に示された条件に適合しないもの
- ハ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ニ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ホ) 提案上限額を超えているもの
- ヘ) 虚偽の内容が記載されているもの

(2) 本書に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員に直接、間接を問わず、本案件に対して接触（挨拶を含む。）をした場合は、失格とすることがある。

-
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合は、失格とすることがある。
 - (4) (仮称)道の駅西条施設整備に向けたアドバイザー業務の受託者又は協力会社である次の企業と資本面若しくは人事面において関連のある者は、失格とすることがある。
 - イ) 株式会社 長大
 - ロ) 内藤滋法律事務所
 - ハ) 東京丸の内法律事務所
 - (5) その他、本書に違反すると認められた場合は、失格とすることがある。

19.5. その他

- (1) 提出期間内に参加表明書等を提出できなかった事業者及び技術提案書等提出者として選定されなかった参加表明書等提出者は、技術提案書等を提出することはできない。
- (2) 本市は、提出された参加表明書等及び技術提案書等について、選定審査で使用する場合及び公平性、透明性又は客観性を期するため公表する場合を除き、提出者に無断で使用しない。
- (3) 参加表明書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、指名除外措置を行うことがある(全ての構成企業が対象となる。)
- (4) 本プロポーザルに関する提出書類は、審査に必要な範囲内において、複製を作成することがある。
- (5) 参加表明書等又は技術提案書等の提出後において、参加表明書等又は技術提案書等に記載された内容の変更は認めない。また、参加表明書等に記載した配置予定技術者は、原則として変更することができない。

ただし、傷病、死亡、退職等の極めて特別な理由がある場合には配置予定技術者の変更を行うことができることとするが、その場合にあっても同等以上の技術者であるとの本市の了解を事前に得なければならない。
- (6) 提出された参加表明書等及び技術提案書等は返却しない。
- (7) 本市は、第一次審査の結果として、参加表明書等提出者数及び第一次審査選定者数を公表する。
- (8) 本市は、第二次審査の結果として、技術提案書等提出者の得点、最優秀候補者及び次点者の事業者名を公表する。
- (9) 本プロポーザルに関する提出書類の作成のために、本市が貸与し、又は提供した資料は、本市の了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (10) 参加表明書等及び技術提案書等の提出は、1提案に限る。
- (11) 参加表明書等提出者及び技術提案書等提出者は、本プロポーザル及びその後の業務について、不正又は不誠実な行為を行ってはならない。
- (12) 本工事の執行に係る本市の一般会計予算が成立しなかった場合等にあっては、本工事の実施を取りやめることがある。
- (13) その他の事項については、本工事に係る契約締結時に本市と最優秀候補者が誠意をもって協議するものとする。